

# 船橋市住居表示に関する条例施行規則

## ○船橋市住居表示に関する条例施行規則

昭和39年10月9日

規則第16号

改正 平成6年3月31日規則第15号

## 船橋市住居表示に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市住居表示に関する条例(昭和39年船橋市条例第38号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(住居表示を必要とする建物等)

第2条 条例第3条第1項に規定する住居表示を必要とする建物その他工作物(以下「建物等」という。)は、次の各号に掲げるものを除くすべての建物等とする。

- (1) 一時的に建設する飯場、現場事務所
- (2) 牛舎、けい舎、豚舎等家畜の用に供するもの
- (3) 倉庫、車庫、納屋等主たる建物の一部とみなされるもの
- (4) その他市長が住居表示を必要としないと認めるもの

(新築建物の届出)

第3条 条例第3条第1項の規定により、建物等を新築した者が届出をするときは、建物等新築届(第1号様式)により行うものとする。

(住居番号の変更等の届出)

第4条 条例第3条第2項の規定により、建物等の所有者、管理者又は占有者が当該建物等に住居番号をつけ、又は従来に住居番号を変更し、若しくは廃止する旨を届出しようとするときは、住居番号、付番、変更廃止届(第2号様式)により行うものとする。

(住居番号の変更通知等)

第5条 条例第3条第4項の規定により、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、住居番号、付番、変更、廃止通知書(第3号様式)により通知する。

(住居番号の表示)

第6条 条例第4条の住居番号表示板は、第4号様式によるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第15号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

# 船橋市住居表示に関する条例施行規則

## 第1号様式

建 物 等 新 築 届		年 月 日	
船橋市長 様		住 所	
		届出人 氏 名	
		電話番号	
住居表示板の郵送先	住 所		
	氏 名		
<p>次のとおり新築したので、船橋市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。</p>			
氏名又は名称			
建 （ 工 作 物 ）	所在地番		
	構 造	木造 鉄筋(骨) その他	階 数 階
	用 途	1 一般住宅 2 共同住宅 3 店舗 4 事務所 5 その他	
	完 成	年 月 日 (予定)	
※住居番号	船橋市	丁目	番 号
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※印欄は、記入しないでください。</li> <li>2 建築場所付近の「案内図」及び「土地利用計画図又は配置図」を添付してください。</li> <li>3 建物が3階建て以上の場合は、「各階平面図」を添付してください。</li> </ol>			

# 船橋市住居表示に関する条例施行規則

第2号様式

住 居 番 号 付 番 変 更 届 廃 止	
年 月 日	
船橋市長 様	
届出人 住 所 氏 名	
付 番 次の理由により、住居番号を変更する必要が生じたので船橋市住居表示に関する 廃 止	
条例第3条第2項の規定により届けます。	
届 出 人 の 区 分	所有者、管理者、占有者
理  由	付 番 改築 増築 その他
	変 更 出入口の変更、通路の変更、移転、改築、増築
	廃 止 取りこわし、焼失、その他
氏 名 又 は 名 称	
建 （ 工 作 物 ） 物	所 在
	構 造 木造、鉄筋(骨)、その他、 階建
	用 途
住 居 番 号	
注 申出人の区分及び理由並びに建物等の構造は、該当事項に○印をつけて下さい。 建物等の場所の附近見取図を裏面に記入して下さい。この場合に建物の主要な出入口を明示して下さい。	

(裏)

附近見取図。建物平面図。



# 船橋市住居表示に関する条例施行規則

第3号様式

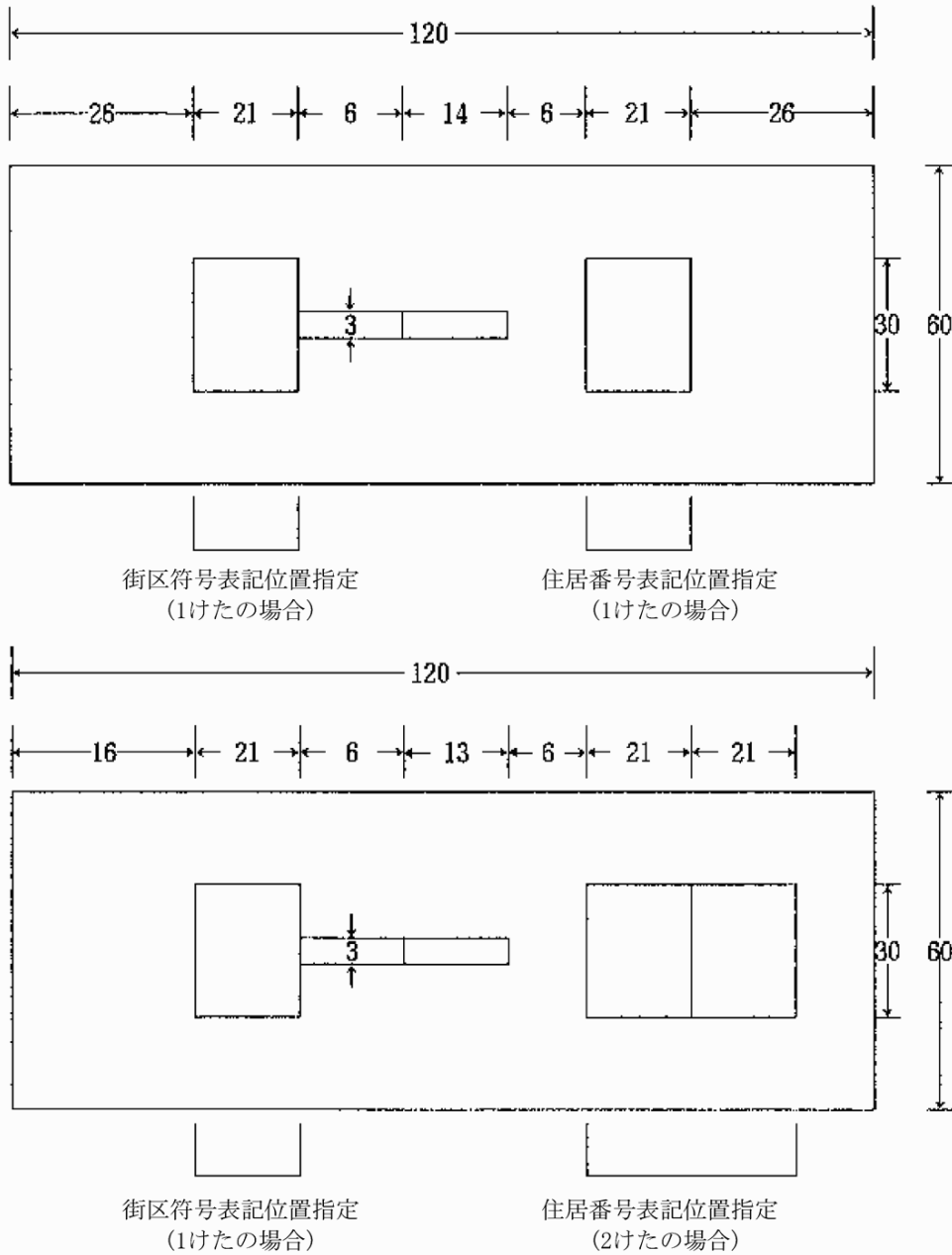
<p>住居番号 付番 変更 通知書 廃止</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">船橋市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">付番 次のとおり住居番号を変更しましたので、船橋市住居表示に関する条例第3条第4項の 廃止</p> <p>規定により通知します。</p>	
氏名又は名称	
住所 居所 } の表示 施設の場所 }	従前
	付番 変更 廃止
付番 住居番号変更期日 廃止	年 月 日

# 船橋市住居表示に関する条例施行規則

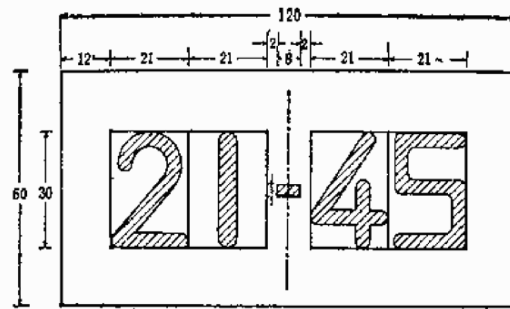
## 第4号様式(第6条)

### 住居番号の表示の様式

単位：ミリメートル



# 船橋市住居表示に関する条例施行規則



街区符号表記位置指定  
(2けたの場合)

住居番号表記位置指定  
(2けたの場合)

## 備考

斜線の部分は白色とし、斜線以外の部分は、次に掲げるもののうちいずれか1色とする。

慣用色表示(ナンセル表示)

灰色(N4)	にぶ	緑(10G <sup>5</sup> / <sub>5.5</sub> )
うす赤(5R <sup>6</sup> / <sub>4</sub> )	青	緑(2.5BG <sup>4</sup> / <sub>8</sub> )
暗い茶(10R <sup>4</sup> / <sub>5</sub> )	(青味黒(鉄色)	(7.5BG <sup>2</sup> / <sub>2</sub> )
黄茶(10YR <sup>5.5</sup> / <sub>4.5</sub> )	暗い	青(2.5PB <sup>2.5</sup> / <sub>7</sub> )
暗い黄緑(5GY <sup>5</sup> / <sub>5.5</sub> )	うす	青花(7.5PB <sup>6</sup> / <sub>8</sub> )

## 船橋市住居表示に関する条例施行規則

第1号様式

(平6規則15・全改)

第2号様式

(平6規則15・一部改正)

第3号様式

(平6規則15・一部改正)

第4号様式 (第6条)